

○ 財務省令第三百六十五号  
平成二十一年十月十五日付  
条件等を次のとおり告示する。昭和五十七年大蔵省告示第三百六十五号  
平成二十一年十一月六日  
行省令第三百六十五号  
財務大臣 藤井裕久

一 行省令第三百六十五号  
二 法律第百八十四項第一の政を確保する。  
三 法律第百八十四項第一の政を確保する。  
四 法律第百八十四項第一の政を確保する。

四 発行方法  
三 用振替法の適法  
二 の法律発行項及び根拠記述  
一 の法律発行項及び根拠記述

価のし定あ争争う札価振の以律社十成及年特投図財十利  
格決、めつ入入。へ格替適下へ債六十び法例融る政五付  
を定価らて札札に以を機用「平成、条九特律に資た運回」  
募を格れられ、「振替法」  
入受競た価同時「争は受け日本銀銀行の」とい  
額け争利に付けるも「振替法」  
にた入率競に付けるも「振替法」  
よ各札争行い(以争て行とと)。下入行とと。  
り申に入わう(以争て行とと)。下入行とと。  
加込お札れ。重みいのにる、「札わすし。」  
平のて利お入価価「れる。」  
均応募率い札格格とる。そ規  
し募入とてで競競い入の定

## 五

ハイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
 第参市及入価・別債発競  
 II加場び札格第参市行争  
 非者特国発競I加場入  
 行争の

込募各割各当も各  
 み限国り申ての申  
 の度債当込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内参額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて  
 入場も加、た価格国定特あ争争す得  
 札特の者財後格競債め別つ入るら  
 発別にご務に競争市る参て札札もれ  
 行參よと大行争入場も加、と發のる  
 「加るに臣わ入札特の者財同行に価  
 と者發応がれの行參よと大にとるを  
 い・行募各の行參よと大にとるを  
 う第へ限國る募「加るに臣行い發そ  
 。II以度債入と者發応がわう行の  
 非下額市札のい・行募各れ。」以發  
 価一を場で決う第へ限國る、下行  
 格国定特あ定。」I以度債入価一価  
 競債め別つを及非下額市札格非格

七	イ	払	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	札 非	入 価 入 価
八	二		入 価 ・ 別 債	入 価 ・ 別 債	発 競	札 格 行 札 格
九	一	競 金	札 格 第 参 市	札 格 第 参 市	行 争	発 競 発 競
十	零	争 額	発 競 II 加 場	発 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争
二	一		で た 条 特 七 債 の 特 投 図 財 億 債 の 特 投 図 財 千 債 の 特 投 図 財			
兆	九	三 利 第 別 十	に 規 例 融 る 政 四	に 規 例 融 る 政 二	に 規 例 融 る 政	
二	九	百 付 一 会 八 つ 定	に 資 た 運 千 つ 定	に 資 た 運 百 つ 定	に 資 た 運	
千	二	九 国 項 計 億 い	に 関 特 め 営 五 い	に 関 特 め 営 六 い	に 関 特 め 営	
二	一	十 債 の に 円 て 基 す 別 の に 百 て 基 す 別 の に 十 て 基 す 別 の に				
百	九	九 に 規 例	、 づ る 会 公 必 万	、 づ る 会 公 必 八	、 づ る 会 公 必	
五	八	億 つ 定 す	額 き 法 計 債 要 円	額 き 法 計 債 要 億	額 き 法 計 債 要	
十	七	円 い に る	面 発 律 か の な	面 発 律 か の な	面 発 律 か の な	
三	六	て 基 法	金 行 第 ら 発 財	金 行 第 ら 発 財	金 行 第 ら 発 財	
億	五	、 づ 律	額 し 二 の 行 源	額 し 二 の 行 源	額 し 二 の 行 源	
二	四	額 き 第	で た 条 繰 及 の	で た 条 繰 及 の	で た 条 繰 及 の	
千	三	面 発 四	千 利 第 入 び 確	四 利 第 入 び 確	二 利 第 入 び 確	
四	二	金 行 十	六 付 一 れ 財 保	十 付 一 れ 財 保	兆 付 一 れ 財 保	
百	一	額 し 六	百 国 項 の 政 を	六 国 項 の 政 を	二 国 項 の 政 を	

十 口	十 イ 一	九 發	八 振額最	二 ハ 口
非者特国札非 価・別債発競 格第参市行争 競I加場、入	入価發 札格行行 發競価 行争格日	替 額 面 位 金	低行争非者特国行争非者特国札非入 入価・別債入価・別債発競札 札格第参市札格第参市行争發 發競II加場發競I加場入行	
十額格十額 三面三面 錢金錢金 四額以額 厘百上百 円の円 にそに つれづ きぞき 九れ九 十九の 円募円 九価九	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円  十 八 億 七 千 三 百 六 十 六 万	六三 千百 円九 十八 億七 千七 百八 千九 三百 六十 六 十五	万千百四六 二六円十 千百六九 円七億万 十四五 千六百円 八九 千十 九三 百二 四千三

十  
九  
八  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

平  
成  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
財  
務  
本  
大  
銀  
行  
額  
百  
三  
円  
年  
う  
に  
十  
。前  
つ  
月  
六  
各  
及  
き  
十  
月  
百  
五  
間  
支  
び  
月  
に  
期  
月  
属  
に  
十  
す  
お  
五  
る  
い  
日  
額  
面  
金  
額  
 $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
三  
二

初利入価・別債行争  
期札格第参市及入  
利発競Ⅱ加場び札  
子率行争非者特国發

規下は期た期平年  
定、が金と成〇  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十二  
期及翌休支次二パ  
日び営業払の年一  
に第業日う算四セ  
つ十日に式月ン  
い五にたに十ト  
て号支当だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払